熊本県阿蘇市狩尾
字下山　一六七六番　一号
一六八八番一　二号
一六九七番一　三号
一七〇七番二　四号

○国土交通省告示第八百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西小園川三

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市西小園
字中園　四四八番二四二　一号
四四八番二四五　二号から四号まで
四四八番二九六　五号
四四八番二五一　六号及び七号
四四八番二〇　八号及び九号
四四八番二四二　十号

○国土交通省告示第八百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

外牧川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県菊池郡大津町大字外牧
字霧ケ坂　一〇六三番一　一号、二号、十一号及び十二号
一〇六三番九　三号及び十号
一〇六三番一五　四号
一〇六三番一六　五号及び八号
一〇六六番五　六号及び七号
一〇六三番一一　九号
一〇五九番　十三号
一〇五八番一　十四号及び十五号

熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子
字細永　三五八〇番二　十六号及び十七号
三五八〇番一　十八号から二十号まで
字天堤　三五八三番　二十一号から二十四号まで

○気象庁告示第六号

登録検定機関から次のように気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条の五の規定による届出があったので、同法五十一条の規定により、告示する。

平成二十九年九月二十五日

気象庁長官　橋田　俊彦

一　登録検定機関の名称

一般財団法人気象業務支援センター

二　変更しようとする事項

代表者の氏名　羽鳥　光彦

三　変更の予定日

平成二十九年十月一日

○防衛省告示第百八十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年九月二十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒
東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒
東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒
東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒
東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十九年九月二十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十月五日（予備、同月六日及び七日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒
東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒
東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒
東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒
東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒
東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒
東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦一隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十九年九月二十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十月五日（予備、同月六日及び七日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒
東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒
東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒
東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒
東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦一隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年九月二十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十月十一日から同月十七日までの間、毎日〇六〇〇から二二〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年九月二十五日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十月十一日から同月十七日までの間、毎日〇六〇〇から二二〇〇まで